

種子島の古代年表

- 1 推古天皇24年(616)3月、掖玖人三口帰化せり。夏5月に夜匂人七口来けり。秋七月に又掖玖人二十口来けり。先後、あわせて三十口皆朴井に安置らしむ。未だ還るに及ばずして皆死せぬ。
- 2 推古天皇28年(620)秋8月、掖玖人二口、伊豆島に流れ来れり。
- 3 舒明天皇元年(629)4月、田部連を掖玖に遣す。
- 4 舒明天皇2年(630)9月、是の月に田部連等、掖玖より至る。
- 5 舒明天皇3年(631)2月9日、掖玖人帰化。
- 6 齊明天皇3年(657)7月、^{とから}観貨還国の男二人、女四人、筑紫に漂い泊れり。言さく「臣等、^{あまみ}初め海見島に漂い泊れり」とまうす。乃ち驛^{えき}以て召す。
- 7 天武天皇6年(677)2月、是の月に多禰島人等に飛鳥寺の西の槻の下に饗たまふ。
- 8 天武天皇8年(679)11月、大乙下倭馬飼部造連を大使とし、小乙下上寸主光父を小使として多禰島に遣す。仍、爵一級賜ふ。
- 9 天武天皇10年(681)8月、多禰島に遣しし使人等、多禰国の凶を貢れり。其の国の、京を去ること。五千余里。筑紫の南の海中に居り。髪を切りて草の裳着たり。粳稻常に豊なり。一たび植えて兩たび収む。
^{くにつもの}土毛は^{くちなし}支子(染料)、^{かま}莞子(いぐさ)及び種々の海物等多なり。
- 10 天武天皇10年(681)9月、島の人等に飛鳥寺の西の河邊に饗たまふ。種々の樂を奏す。
- 11 天武天皇11年(682)7月、多禰人、掖玖人、阿麻彌人に祿を賜ふ。各差有り。戊午に隼人等に明日香寺の西に饗たまふ。種々の樂を發す。仍、祿賜ふこと各差有り。
- 12 天武天皇11年(682)3月、多禰に遣しし使人等返れり。
- 13 持統天皇9年(695)3月、^{むこうに}務廣貳文忌寸^{はかせ}博勢、^{むこうに}進廣參下譯語(通訳)諸田等を多禰に遣して、蠻の所居を求めしむ。
- 14 文部天皇2年(698)4月、務広貳文忌寸博士ら8人を南島に遣して国を^{もと}覓めしむ。因て戎器(武器部)を給ふ。
- 15 文武天皇3年(699)7月、多櫛、夜久、菴美、度感らの人、朝宰に従ひて来りて方物を貢る。位を授け物賜ふこと各差有り。その度感島、中国に通ふこと、是に始まる。8日南島の献物を伊勢大神宮と諸社

に奉る。

- 16 文武天皇3年(699)11月、文忌寸博士、刑部真木ら、南島より至る。位を進むること各差有り。
- 17 文武4年(700)6月、薩摩比売、久売、波豆、衣評督衣君梟、助督衣君弓自美、また肝衝難波、肥人等を従へて、兵を持ちて覓国使刑部真木らを剽劫す。是に竺志惣領に勅して、犯に准へて決罰せしめたまふ。
- 18 文武、大宝2年(702)8月、薩摩、多櫛、化を隔てて命に逆ふ。是に兵を發して征討し、遂に戸を校べ吏を置く。
- 19 元明、慶雲4年7月、使を大宰府に遣して、南島の人に位を授け物賜ふこと各差有り。
- 20 元明、和銅2年(709)6月、勅したまわく「大宰府より己下品官に至るまで、事力半を減せ。唯し、薩摩、多禰の両の国司と国師の僧らとは、減す例に在らず」とのたまふ。
- 21 元明、和銅3年(710)正月、天皇、大極殿に御しまして朝を受けたまふ。早と、蝦夷ら、亦、列に在り。左將軍正五位上大伴宿禰旅人、副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯、副將軍從五位下小野朝臣馬養ら、皇城門の外、朱雀の路の東西に分頭して、騎兵を陳列し、隼人、蝦夷らを引きて進む。
- 22 元明、和銅7年(714)4月、多櫛島に印一面を給ふ。
- 23 元明、和銅7年(714)12月、少初位下大朝臣遠建治ら、南島の奄美、信覺、球美等の島の人52人を率ゐて、南島より至る。
- 24 元明、雲龜元年(715)元旦、天皇、大極殿に御しまして朝を受けたまふ。皇太子始めて礼服を加えて拝朝す。陸奥、出羽の蝦夷、并せて南島の奄美、夜久、度感、信覺、球美等、來朝きて各方物を貢る。
- 25 元正、養老4年(720)2月、大宰府奏して言さく「隼人反きて大隅国府陽候史麻呂を殺せり」とまうす。
- 26 元正、養老4年(720)3月、中納言正四位した大伴宿禰旅人を征隼人持節大將軍とす。授刀助五位下笠朝臣御室、民部少輔從五位巨勢朝臣真人を副將軍とす。
- 27 元正、養老4年(720)11月、南島の人二百廿二人に位を授くること格差あり。遠人を懐けむとなり。
- 28 元正、養老4年(720)4月、陸奥の蝦夷、大隅・薩摩の隼人らを征討せし將軍己下と、有功の蝦夷と、并せて訳語の人に、勲位を授くること各差あり。始めて制すらく「太宰の管内の大隅、薩摩、多櫛、壱岐、對馬らの司闕有らば、府の管人を選びて權に補せよ」といふ。
- 29 元正、養老5年(721)7月、征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室、從五位下巨勢朝臣真人ら還歸る。斬りし首、獲し虜合せて千四百余人。

- 30 聖武、神亀4年(727)11月、南島の人百廿二人、来朝く。位を叙すること差有り。
- 31 聖武、天平5年(733)6月、多嶺島熊毛郡大領外従七位下安志託ら十一人に多嶺後国造の姓を賜ふ。益救郡大領外従六位下加理伽ら百廿六人には多嶺直、能満郡少領外従八位上栗磨ら九百六十九人には居に因りて直の姓を賜ふ。
- 32 聖武、天平6年(734)11月、入唐大使従四位上多治比真人広成ら多嶺島に到着す。
- 33 聖武、天平14年(742)8月、制すらく「大隅、薩摩、壱岐、対馬、多嶺等の官人の禄は、筑前国司をして、廢府の物を以て給はしむ。公解は、また便国の稻を以て常に依りて給へ。その三島の擬郡司、并せて成選人等、身は当島に留め、名は筑前国に附けて申し上げよ。仕丁は国別に三人を点ひて、皆悉く京に進れ」といふ。
- 34 天平17年(745)10月、出挙正税の定数を決めたが多嶺国などでこれ以下でよい。
- 35 天平、宝字4年(760)5月、右大舍人大允の正六位下の大伴宿禰上足が左遷され多嶺島の国司の掾とされた。
- 36 天平、宝字4年(760)8月、多嶺国などの官人は土地も悪く飢饉に苦しみ、官稻は不足し補うことも難しいので、西海道諸国より、守に一万束、掾に七千五百束などを給し援助する。
- 37 天平、神護元年(765)1月、大宰大貳従四位上の佐伯宿禰毛人が左遷されて多嶺島の国司の守となった。
- 38 天平、神護2年(766)7月、多嶺島が飢饉なので賑給すなわち食料の給付をする。
- 39 宝亀元年(770)8月、従五位下の中臣習宣朝臣の阿曾麻呂が多嶺島の国司の守となった。
- 40 延暦22年(803)2月、公廩稻を決めた。下目は三千束とするが、多嶺などは、これ以下でよい。
- 41 天平、勝宝6年(754)2月、大宰府につぎのような勅を出した。すでに天平7年(735)故大貳従四位下の小野朝臣が高橋半養を、南島に派遣して碑を建てた。その碑も破損したので、もとのとおり修復すべきである。碑には島名、船の碇泊港、飲料水の所在地、本土までの行程などを記入し、島名を見て漂着の船に行先までの行程がわかるようにすべきである。
- 42 大同2年(807)10月、多嶺島と壱岐島とで隠田百三十町があった。本来は島国司の公廩田や郡司職田とするが、百姓に口分田として班給したいとのことなので許可したい。
- 43 天長元年(824)9月、種子島は南海にあり人も兵も乏しく、島国司らの給物も少なく、有名無実で、損が多く益が少ないので、同島を大隅国に属させる。また、人口も少なく土地もよくないので、能満郡と馭謨郡を合わせ、益救郡を熊毛郡に合わせたいと太政官が奏上した。
- 44 天長元年(824)10月、多嶺国を停止し大隅国に属させる。